

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年4月1日

武豊町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				・市原地区 ・東大高地区 ・大足地区	無	令和元年度～令和5年度	東大高管理区保全会
○				・富貴地区 ・富貴市場地区 ・新田地区	無	令和3年度～令和7年度	武豊町富貴管理区保全会